

○大野市森・水保全条例施行規則

平成24年9月21日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市森・水保全条例（平成24年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工作物に係る事業)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般廃棄物処理業
- (2) 産業廃棄物処理業
- (3) 砂利採取業及び砕石業
- (4) 鉱業
- (5) ゴルフ場業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、水質を汚染し、又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業（地区で管理する水道事業を除く。）

(届出を要する土地売買等の契約)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 贈与契約
- (2) 売買契約
- (3) 交換契約
- (4) 地上権の設定契約
- (5) 地役権の設定契約
- (6) 使用貸借契約
- (7) 賃貸借契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の届出書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第8条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約の種類
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
- (3) 土地売買等の契約の締結予定年月日

4 条例第8条第2項の規定による変更の届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（様式第2号）により行わなければならない。

（対象工作物設置の届出等）

第5条 条例第9条第1項の規定による届出及び協議は、対象工作物設置届出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象工作物を設置する地域を示す図面及びその付近見取図
- (2) 対象工作物の計画書及び平面図
- (3) 対象工作物を設置しようとする者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (4) 説明会結果報告書（様式第4号。既に条例第9条第2項の規定による説明会を開催した場合に限る。）

3 条例第9条第3項第1号の規則で定める者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項に規定する一般電気事業者又は卸電気事業者とする。

4 条例第9条第4項の規定による変更の届出は、対象工作物設置変更届出書（様式第5号）により行わなければならない。

（身分証明書）

第6条 条例第10条第3項の身分を示す証明書の様式は、様式第6号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

大野市長 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

大野市森・水保全条例第8条第1項の規定に基づき、土地の所有権等の移転等の契約について、下記のとおり届け出ます。

記

1 契約の当事者

	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、 名称及び代表者の住所）
所有権等の移転又は設定をしようとする者		
所有権等の移転又は設定を受けようとする者		

2 土地の所在地等

所在			
面積			
登記地目		現況	
所有権等の種別及び内容			
契約締結予定年月日			
契約の種類			
土地の利用目的			

添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し

様式第2号（第4条関係）

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

大野市長 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

土地売買等の契約の内容等について変更があったので、大野市森・水保全条例第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	変更前	変更後
変更事由等		

様式第3号（第5条関係）

対象工作物設置届出書

年 月 日

大野市長 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

大野市森・水保全条例第9条第1項の規定に基づき、対象工作物の設置について、下記のとおり届け出ます。

記

1 設置しようとする当事者

	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあつては、名称及び代表者の住所）
対象工作物を設置しようとする者		

2 工作物設置に係る土地の所在地等

所在			
面積			
登記地目		現況	
設置予定年月日			
設置工作物の内容			

添付書類

- (1) 対象工作物を設置する地域を示す図面及びその付近見取図
- (2) 対象工作物の計画書及び平面図
- (3) 対象工作物を設置しようとする者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (4) 説明会結果報告書（様式第4号）

様式第4号（第5条関係）

説明会結果報告書

年 月 日

大野市長 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

大野市森・水保全条例第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり説明会を開催しましたので報告します。

記

設置場所	
内容	
説明会の開催日時	
説明会の開催場所	
参加人数	
説明内容	
質疑・要望事項	
質疑・要望事項への対応	

様式第5号（第5条関係）

対象工作物設置変更届出書

年 月 日

大野市長 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

対象工作物設置内容等について変更があったので、大野市森・水保全条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	変更前	変更後
変更事由等		

様式第6号（第6条関係）

（表面）

写真	所属・職名 氏名	第 号	↑
		年 月 日	
上記の者は、大野市森・水保全条例第10条第3項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。			5.5 cm
大野市長		印	↓
← 8.5 cm →			

（裏面）

大野市森・水保全条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査）

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第8条又は前条の規定による届出をした者に対し、必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第8条又は前条の規定による届出に係る土地又は対象工作物に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)